

(総 則)

第1条 乙は別冊設計書、図面及び仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書、図面及び仕様書に明記されていないものがあるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害をうけたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、この限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 乙の責めに帰する事由により、納入期日までに納入することができない場合において、納入期日後に納入する見込みがあると認めるときは、甲は延滞金を附して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、契約金額に対して、延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により計算した額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 前項の場合において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正等により、この契約を締結した後に前項に規定する率に変動が生じているときは、乙は、同項の規定による遅延利息の額にその変動した率に相当する額を加減した額を請求することができるものとする。

(検査および引渡し)

第9条 乙は委託業務を完了したときは、遅延なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続に従って、業務委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(取引に係る消費税及び地方消費税の取扱い)

第11条 契約期間内において、消費税法等の改正により税率が変更となった場合は新税率を適用するものとする。

(違約金)

第 12 条 頭書の契約保証金を免除している場合において、乙の責に帰すべき事由により甲が契約を解除したときは乙は業務委託料の 1/10 を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 14 条 この契約に定めのない事項については、宇和島市病院等事業契約規程によるものとし、同規程に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。